

令和7年度事業計画について

福島県内の犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は、平成14年をピークに連続で減少していたが、令和4年から増加に転じ、令和6年には前年比842件も増加した。また、高齢者を狙った悪質ななりすまし詐欺の被害も増加し、依然として高水準で推移しているほか、県内でも「犯罪実行者募集情報（いわゆる闇バイト）」による強盗事件の発生や、悪質商法、いわゆるロマンス詐欺等のインターネットを介した犯罪の発生など、現下の社会情勢を背景とした犯罪が頻発しており、これらの情勢を踏まえた施策の推進が求められている。

県防連では、これらの情勢を踏まえ、令和7年度の事業指針を引続き「安全で安心して暮らせる平穏な地域社会の実現」とし、これまで以上に福島県警察、福島県、市町村、関係機関・団体、防犯ボランティア等と緊密に連携して各種対策を推進し、県民の自主防犯意識の高揚を図り「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進する。

事業名及び実施事項		実施内容
第1 犯罪防止地域安全活動事業		
1 県民の地域安全意識の啓発、高揚事業	(1) 広報活動の推進	ア 機関誌「防犯しゃくなげ」による広報 地域の安全に役立つ情報を掲載し、定期的に関係機関・団体、個人へ配布するとともに、市町村の自治組織を通じて県内全戸に回覧して、県民の防犯意識の高揚を図る。 イ ホームページによる情報提供等 ホームページの機能を十分に活用し、県警察の支援による犯罪情報や現下の課題である「なりすまし詐欺」をはじめとした各種の犯罪被害の防止対策、各地区防犯協会やボランティアの活動状況等を掲載して、県民の防犯意識の高揚を図る。 ウ 地域安全カレンダー等の作成・配布 地域安全ポスター・標語・青パト活動写真コンクールや地域安全作文等の優秀作品を掲載した令和7年地域安全カレンダーやクリアファイルを作成し、地区防犯協会、防犯連絡所、賛助会員等に配布して防犯意識の啓発を図る。 エ 各種広報媒体による広報 全国地域安全運動等において、新聞などの各種広報媒体を活用した広報を実施し、防犯意識の啓発を図る。 オ なりすまし詐欺被害防止広報 - なりすまし詐欺の被害実態、被害防止についての広報活動を積極的に推進する。 - 全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話等の紹介を行うなど、被害防止対策広報を推進する。 カ 自転車盗・万引き被害防止広報 最も増加している自転車盗・万引きを重点とした被害防止対策広報を推進する。
	(2) 県民参加による活動の推進	ア 「令和7年全国地域安全運動福島県民大会」の開催 「令和7年全国地域安全運動」（10月11日から20日まで）の一環として、運動期間中に「令和7年全国地域安全運動福島県民大会」を県警察と共催して開

		催する。 イ 地域安全ポスター・標語・青パト活動写真の募集 県警察との共催により、学生・生徒などを中心に広く県民から募集し、県民の地域安全意識の啓発・高揚を図る。 ウ 地域安全作文の募集 小学生・中学生を対象にした地域安全作文を募集し、地域安全意識の啓発を図る。 エ セミナーの開催 県・県警察と共催で、県民参加型の「防犯力向上セミナー(仮称)」を開催し、地域における自主防犯活動意識の醸成を図る。
2 地域安全活動事業	(1) 安全・安心なまちづくりの推進	○ 地区防犯協会・防犯ボランティアの活動の支援 ・ ホームページや機関誌「防犯しゃくなげ」に、地区防犯協会や防犯ボランティア団体の活動状況を掲載するなど、地域安全活動の支援を行う。 ・ 防犯指導隊をはじめとした防犯ボランティアの活動が、より効果的かつ安全に実施されるよう、活動の実情を踏まえた支援を実施する。 ・ 熱意がありながらも、活動に困難を来している防犯ボランティアに必要な支援を行う。 ・ 困難な活動を余儀なくされている被災地等のボランティアに対する必要な活動支援を行う。 ・ 令和7年度中に全防連主催で実施される「次世代を担う学生防犯ボランティア研修」に県内の大学生等を派遣し、学生防犯ボランティアの育成を図る。また、学生防犯ボランティアの育成に向けて、既存の団体等との連携を強化するとともに必要な支援を行う。 ・ 各種の広報媒体を活用し、地域安全腕章を始めとした各種防犯資機材を紹介するとともに斡旋を行う。 ・ 防犯ボランティア活動の安全を確保するため、防犯ボランティア保険の紹介・斡旋を行う。
	(2) 各季等における運動の推進	ア 全国地域安全運動の実施 運動期間中(10月11日から20日まで)において、県民参加による運動の取組みを推進する。 イ 年末年始における事件・事故防止活動の実施 活動期間中(12月10日から1月7日まで)において、金融機関やコンビニ等の強盗、侵入盗や街頭犯罪等の防止を重点とした活動の取組みを推進する。 ウ 春季・行楽期・夏季の地域安全活動の推進 時節に応じた防犯対策の取組みを推進する。 エ 定例活動日における活動の推進 「地域安全の日」(毎月10日)、「なりすまし詐欺被害ゼロの日」(偶数月の年金支給日)において、街頭犯罪の防止、なりすまし詐欺被害の防止等の広報啓発活動を推進する。

	(3) 子ども・女性・高齢者を守る被害防止対策の推進	ア 子どもの安全対策の推進 ・ 「子ども見守り隊」等の安全パトロール活動の支援、防犯ブザー等の防犯器材の普及に向けて広報活動を推進する。 ・ 声掛け事案等の被害防止に向けて、チラシ・パンフレット等の配布による活動支援を行う。 イ 女性の犯罪被害防止対策の推進 県警察や関係機関・団体、地域、ボランティア等による被害防止活動の支援、全防連作成による資料を活用し、被害防止対策を推進する。 ウ 高齢者被害防止対策の推進 多くの高齢者が被害に遭っている「なりすまし詐欺」の被害防止のため、効果的な各種広報啓発活動を推進するとともに、警告機能付き電話録音機の無料貸出事業を推進する。
	(4) 職域防犯対策の推進	ア 金融機関等の防犯対策の推進 県警察や関係機関・団体と連携し、金融機関等における強盗被害やなりすまし詐欺被害の防止に向けた対策の推進する。 イ 中古自動車販売業における防犯対策の推進 県警察等と連携し、中古自動車販売業者に対する、窃盗事件等の防止対策の強化を要請するとともに連携した活動を行う。
	(5) 防犯パトロール車の効果的運用	ア 防犯パトロール車の貸出事業の推進 青色回転灯付防犯パトロール車の貸出事業を積極的に推進し、地区防等の活動を支援する。 イ 防犯パトロール車の整備促進 全防連主催の「青色回転灯装備車整備事業」を活用し、地区防犯協会等への整備促進を図る。
3 青少年の非行防止、健全育成事業	(1) 有害環境浄化対策の推進	○ 有害環境の浄化対策 風俗営業管理者講習時における管理者対策やチラシ配布等を通じて、青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化に向けた広報啓発活動を推進する。
	(2) 少年非行防止広報の推進	ア 各種媒体を通じた広報 ホームページへの掲載や、地区防犯協会・警察署を通じたポスターの掲示、パンフレットの配布等により、少年非行防止に向けた効果的な広報活動を推進する。 イ 関係機関と連携した広報活動 少年犯罪や万引き等の防止のため、県や関係機関・団体と連携した広報活動を推進する。
	(3) 関係機関との連携	○ 諸行事等への参画 県や関係機関が主催する行事、会議等へ参加して情報等の共有を図るほか、協賛・後援等により、取り組みの一体化を図る。

4 覚せい剤等 薬物の乱用防 止事業	(1) 関係機関との 連携	○ 「ダメ、ゼッタイ。」福島県普及運動実行委員会等との連携を図り、関係機関・団体が取り組む危険ドラッグ、大麻、覚せい剤等の薬物乱用防止活動を支援する。
	(2) 広報活動の推 進	○ ポスターの掲示、チラシやパンフレットの配布、ホームページや機関誌「防犯しゃくなげ」への掲載等により薬物乱用防止の啓発活動を推進する。
5 自転車防犯 対策事業	(1) 自転車盗難防 止対策の推進	ア 広報活動の推進 機関誌「防犯しゃくなげ」やホームページへの掲載、ポスターやチラシの配布等により、自転車防犯登録の理解促進と登録の徹底を推進する。また、増加に転じた自転車盗難の被害抑止を図るため、二重ロックなどの被害防止対策を推進する。 イ パトロール活動の推進 自転車盗難の防止を図るため、関係機関の連携による駐輪場等のパトロール活動等を支援する。
	(2) 自転車防犯登 録業務の推進	ア 関係機関・団体との連携 県警察や県自転車防犯登録推進協会と連携し、自転車防犯登録及び電算登録業務の迅速・適正な推進を図る。 イ 適正な業務推進 県警察や県自転車防犯登録推進協会と連携し、自転車防犯登録所に対して適正な防犯登録実施を指導するほか、新しい登録制度の周知やその運用を推進する。 ウ 迅速な自転車防犯登録の推進 自転車防犯登録所からの迅速な登録カードの送付により、迅速な防犯登録を推進する。 エ 相談への適切な対応 年間を通して多数寄せられる相談に対して適切に対応するほか、ホームページに防犯登録手続要領等を掲載し、県民の利便性の向上を図る。
6 地域安全活 動功労者・団 体の賞揚事業	(1) 全国・管区・ 県表彰受賞者の 推薦	○ 県警察と連携・協議しながら、全国・管区・県の各段階における防犯功労者・団体等を推薦、賞揚する。
	(2) 積極的な賞揚 の実施	○ 県警察と連携し、防犯活動優良個人・団体を積極的に表彰、賞揚するなど、地域安全活動の活性化を図る。
7 捜査協力報 償事業	(1) 犯罪の予防、 捜査協力等への 支援	○ 盗品取扱いにより損失を被りながらも、犯罪捜査に協力した質屋・古物商等に対し、損失の一部の補填として報償費を交付して支援する。
	(2) 古物商管理者 講習の支援	ア 古物商管理者講習 県中古自動車販売協会が実施する古物商管理者講習会に、県警察と連携して講師を派遣し、営業の法

		令遵守等について指導する。 イ 営業所の健全育成 盗品自動車の流通防止等の周知徹底を図る。
8 防犯資器材等の普及、斡旋事業	(1) 防犯性能に優れた防犯資器材の普及促進	○ 各種の広報媒体を活用し、防犯性能に優れた資器材等を紹介し、これら資器材等の地区防犯協会、防犯ボランティア等への普及促進を図る。
	(2) 標識等の斡旋	○ 質屋・古物商許可標識、防犯連絡所標識等の迅速・確実な斡旋業務を推進する。また、ホームページを活用し申込者の利便性を図る。
第2 風俗環境浄化事業		
1 善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化事業	(1) 県公安委員会からの受託事業の確実な履行	ア 広報 年間の講習日程等について周知徹底し、受講者の利便性と受講率の向上を図る。 イ 風俗営業管理者講習の実施 風俗営業管理者に対する講習を年間計画に基づき実施し、風俗営業の健全化を図る。 ウ 風俗営業申請等の調査の実施 風俗営業許可・変更承認申請に関する現地調査を適切に推進する。
	(2) 風俗環境浄化活動の推進	ア 風俗営業者への健全営業の指導 風俗営業管理者講習、風俗営業申請等の調査時において、法令遵守による健全営業について指導し、風俗環境の浄化を図る。 イ 少年指導委員等の活動の援助 少年指導委員等による少年の健全育成のための風俗環境浄化活動を支援する。 ウ 関係機関との連携 県警察等との連携により、風俗環境浄化の広報啓発活動を推進する。 エ 苦情への的確な対応 ホームページの苦情相談機能等を活用して受理し、県警察と連携を図りながら迅速・的確に対応する。
第3 その他		
1 協会事務等	(1) 会議等の開催	ア 通常総会、理事会の開催 - 令和7年度 通常総会 令和7年6月に福島市において開催する。 - 理事会 令和7年5月及び令和8年3月に福島市において開催する。 イ 福島県防犯連絡所協議会連合会理事会の開催 県警本部地域企画課と連携し、別途計画で実施する。
	(2) 活動基盤の整備	ア 組織基盤の整備

	備	組織及び各事業の有効性や必要性等を検証し、組織体制、事業内容の見直しを図る。 イ 賛助会員の加入促進等 県防連の事業目的などを広く県民に広報してその理解を図ると共に、個別勧誘等によって賛助会員の加入増加を目指す。
--	---	---